

短期入所生活介護重要事項説明書

施設名：特別養護老人ホーム 渋谷区美竹の丘・しぶや

渋谷区美竹の丘・しぶやにおいて実施する短期入所生活介護は、事業者である渋谷区が、社会福祉法人渋谷区社会福祉事業団に委託した事業です。

以下、サービス等に関する重要事項について説明いたします。

1 施設の目的

渋谷区美竹の丘・しぶやは、介護保険法令に基づき施設サービスを提供することにより、入居者の皆さまが有する能力に応じ、可能な限り自立した日常生活を営むことができるように支援します。

2 施設の概要

(1) 施設名及び所在地

施設の名称	特別養護老人ホーム 渋谷区美竹の丘・しぶや
所在地	渋谷区渋谷一丁目18番9号
介護保険指定番号	(東京都1371301688号)

※介護老人福祉施設併設

(2) 職員体制 (特養兼務)

職 種	資 格	常 勤	非常勤	計
管理者 (施設長)		1名		1名
医師 (内科・皮膚科・整形外科・精神科)	医師		8名	8名
介護支援専門員 (生活相談員と兼務)	社会福祉士 介護支援専門員	6名		6名
栄養士	管理栄養士	1名	1名	2名
機能訓練指導員	作業療法士 理学療法士	1名 1名		2名
看護職員	看護師	9名	2名	11名
介護職員	介護福祉士 ヘルパー資格	79名	25名	104名

3 設備概要

部屋の名称	規模・数量	部屋・設備の用途
居 室	22ユニット 127室 (全室個室) 3階～9階	全室個室です。7～8人のユニット (生活単位) で、それぞれの生活ペースに合わせてお過ごしいただけます。各室にはトイレ、洗面台、電動ベッド、ローボード (衣類・もの入れ) テレビ等が設置されています。
	※ショートステイ 4ユニット28室 4階	

部屋の名称	規模・数量	部屋・設備の用途
食堂兼機能訓練スペース (リビング)	各ユニット 3階～9階	各ユニットのリビングとなる場所です。お部屋を出て、少人数の家庭的な生活空間で、ゆったりと日常生活をお過ごしいただけます。
レクリエーションコーナー	3階～7階に各1箇所	行事やクラブ活動等での利用をはじめ、休息、ご歓談等、自由な空間としてご利用いただけます。
機械浴室	・ストレッチ式4・5・9階 ・チェアバス3・5・6・7・9階	入浴の際、座位が取れない方等のためのストレッチ式の機械浴や、専用の車いすのまま入浴が出来るチェアバスを設置した浴室です。
個別浴室	3・4・7・8階に各1箇所	基本的に座位が取れる方の一人用サイズの浴槽です。
美・理容室	6階 1箇所	美容・理容のための設備です。
歯科診療室	7階 1箇所	歯科健診や口腔衛生等のための簡易な設備です。歯科医師会の協力により、健診等ご利用いただけます。
医務室	8階 1箇所	ご利用者の心身の健診や健康相談に使用します。
看護師室	8階 2箇所	薬剤や衛生材料等の管理及び作業を行います。
相談室	1階 1箇所	ご利用者やご家族とのご相談等に使います。
厨房	1階 1箇所	全電化、新調理システムを導入した厨房で、美味しい食事づくりを追求していきます。

4 サービス概要

(1) 短期入所生活介護計画の立案と実施

- ① 生活相談員（介護支援専門員兼務）が、ご利用者及びご家族の希望にもとづき原案を作成します。
- ② ご利用者及びご家族への説明と同意を得ます。
- ③ 自己決定を尊重し、適切な選択が図られるための情報提供に努めます。
- ④ 状態に変化等がある場合は、迅速かつ柔軟に計画を変更します。

(2) 食 事

	概 要
食事時間	朝 食 午前8時00分～9時30分 昼 食 午後0時00分～1時30分 夕 食 午後6時00分～7時30分 おやつ 午後3時～4時

食 種	主 食 米飯、粥、麺類、パン類 副 食 常食、一口大、きざみ食、ソフト食 療養食 介護保険法に定める医師の指示せんに基づく療養食。
備 考	・ 食事の時間はおおむね上記の時間を目安に、ご本人のペースで召し上がっていただくことができます。 ・ 季節や行事にちなんだ特別メニューもご用意いたします。

(3) 入 浴

① 入浴形態

機械浴	ストレッチャー式	座位を取ることが困難な方でも、安楽な姿勢で安全に入浴していただけるお風呂です。
	チェアバス	専用の車いすで入っていただくお風呂です。
個別浴		基本的に座位が取れる方の一人用サイズのお風呂です。

※体調等の事情により入浴できない方は、清拭、足浴等により清潔の援助をいたします。

② 回数等

週2回ご入浴いただくことができます。入浴援助は、プライバシーとくつろぎに配慮し、原則としてマンツーマンで行います。

(4) トイレ（排せつ）

お体の状態やご希望に合わせて、自立に配慮した援助を行います。各室にトイレが設置されていますので、気兼ねなくご利用いただけます。また、個室により排せつ援助全体のプライバシーが守られます。

(5) 機能訓練

作業療法士・理学療法士によるアセスメントに基づく生活環境の整備、福祉機器の選定、日常生活でできる訓練およびアドバイスを受けることができます。

(6) 協力病院

名 称	所在地	電話番号	診療科目
内藤病院	初台1-35-10	3370-2351	内（胃腸/呼吸器）・外
厚生中央病院	目黒区三田1-11-7	3713-2141	内・外・整形・脳神経・皮膚・眼・耳・泌尿器

(7) レクリエーション

リビングでのゲーム、体操、季節行事など企画してまいります。

5 利用料金

(1) 基本施設利用料金

①単位表（併設型ユニット型短期入所生活介護費（I））（1日につき）

主な算定項目	単 位
要介護度 1	704単位
要介護度 2	772単位

主な算定項目	単 位
要介護度 3	847単位
要介護度 4	918単位
要介護度 5	987単位
a 機能訓練体制加算	1日につき12単位
b 夜勤職員配置加算	1日につき20単位
c 看護体制加算Ⅰ	1日につき4単位
看護体制加算Ⅱ	1日につき8単位
d サービス提供体制強化加算Ⅱ	1日につき18単位
生産性向上推進体制加算Ⅱ	1月につき10単位
介護職員等処遇改善加算（Ⅰ） ※R6.6月より適用	基本サービス費に加算を加えた単位数に加算率（14.0%）を乗じ算定
介護職員処遇改善加算Ⅱ（6.0%）、 特定処遇改善加算Ⅰ（2.7%）、介護職員ベースアップ等支援加算（1.6%） ※R6.5月まで適用	基本サービス費に加算を加えた単位数に加算率（合計10.3%）を乗じ算定
送迎加算	184単位（片道）
療養食加算	1食につき8単位
緊急短期入所受入加算	1日につき90単位
看取り連携体制加算	1日につき64単位

※ 「送迎加算」・「療養食加算」・「緊急短期入所受入加算」・「看取り連携体制加算」は、実績により算定

② 1日あたりの標準的負担額（利用者負担第4段階の方）（単位 円）
介護保険自己負担額1割負担の方

区分	介護保険 自己負担額 （a～d加算及び介護 職員等処遇改善加算 （Ⅰ）を含む）	滞在費	食 費 （3食分）	日用品費 （100円の場合）	合 計	
介 護 度	1	969	2,066	1,445	100	4,580
	2	1,056	2,066	1,445	100	4,667
	3	1,150	2,066	1,445	100	4,761
	4	1,240	2,066	1,445	100	4,851
	5	1,328	2,066	1,445	100	4,939

※ R6.7まで滞在費は2,006円/日となります。

※ R6.5まで介護職員等処遇改善加算（Ⅰ）14.0%は、介護職員処遇改善加算Ⅱ（6.0%）、特定処遇改善加算Ⅰ（2.7%）、介護職員ベースアップ等支援加算（1.6%）の合計10.3%となります。

※ 生産性向上推進体制加算Ⅱが1カ月あたり20円程度かかります。

- ※ 低所得の方には、軽減措置が設けられています。
- ※ 介護保険自己負担額は、地域単価 11.10 円により計算しています。
- ※ 送迎をご利用の場合、別途、片道 240 円前後の費用がかかります。
- ※ 医師の指示せんに基づく食事を提供する場合は、個別に療養食加算が加算されます。
- ※ 施設の加算状況により利用料が変動する場合があります。
- ※ その他、ケースによっては、緊急短期入所受入加算が加算されます。

③ 1 日あたりの標準的負担額（利用者負担第 4 段階の方）（単位 円）
介護保険自己負担額 2 割負担の方

区分	介護保険 自己負担額 (a～d 加算及び介護職 員等処遇改善加算 (I) を 含む)	滞在費	食費 (3 食分)	日用品費 (100 円の場合)	合計	
介護 度	1	1,938	2,066	1,445	100	5,549
	2	2,111	2,066	1,445	100	5,722
	3	2,300	2,066	1,445	100	5,911
	4	2,480	2,066	1,445	100	6,091
	5	2,655	2,066	1,445	100	6,266

- ※ R6.7 まで滞在費は 2,006 円/日となります。
- ※ R6.5 まで介護職員等処遇改善加算 (I) 14.0%は、介護職員処遇改善加算 II (6.0%)、特定処遇改善加算 I (2.7%)、介護職員ベースアップ等支援加算 (1.6%) の合計 10.3%となります。
- ※ 生産性向上推進体制加算 II が 1 カ月あたり 30 円程度かかります。
- ※ 介護保険自己負担額は、地域単価 11.10 円により計算しています。
- ※ 送迎をご利用の場合、別途、片道 470 円前後の費用がかかります。
- ※ 医師の指示せんに基づく食事を提供する場合は、個別に療養食加算が加算されます。
- ※ 施設の加算状況により利用料が変動する場合があります。
- ※ その他、ケースによっては、緊急短期入所受入加算が加算されます。

④ 1日あたりの標準的負担額（利用者負担第4段階の方）（単位 円）
介護保険自己負担額3割負担の方

区分	介護保険 自己負担額 (a～d加算及び介護職 員等処遇改善加算(I)を 含む)	滞在費	食費 (3食分)	日用品費 (100円の場合)	合計	
介護 度	1	2,907	2,066	1,445	100	6,518
	2	3,167	2,066	1,445	100	6,778
	3	3,450	2,066	1,445	100	7,061
	4	3,720	2,066	1,445	100	7,331
	5	3,983	2,066	1,445	100	7,594

- ※ R6.7まで滞在費は2,006円/日となります。
- ※ R6.5まで介護職員等処遇改善加算(I)14.0%は、介護職員処遇改善加算II(6.0%)、特定処遇改善加算I(2.7%)、介護職員ベースアップ等支援加算(1.6%)の合計10.3%となります。
- ※ 生産性向上推進体制加算IIが1カ月あたり40円程度かかります。
- ※ 介護保険自己負担額は、地域単価11,10円により計算しています。
- ※ 送迎をご利用の場合、別途、片道700円前後の費用がかかります。
- ※ 医師の指示せんに基づく食事を提供する場合は、個別に療養食加算が加算されます。
- ※ 施設の加算状況により利用料が変動する場合があります。
- ※ その他、ケースによっては、緊急短期入所受入加算が加算されます。

(2) その他の料金

①日用品費

ご利用者の希望等により、身の回り品として日常生活に必要な物品を提供するための費用です。次のパックのうち、ご希望によりお選びください。

日用品費パック1

内 容	1日当たりの費用
歯ブラシ、口腔ブラシ、歯みがき粉、入歯用品（入歯用歯ブラシ・入歯洗浄剤）、舌クリーナー、ティッシュペーパー、ウエットティッシュ、石けん、シャンプー、ペーパータオル等の個人用日用品	90円

日用品費パック2

内 容	1日当たりの費用
歯ブラシ、口腔ブラシ、歯みがき粉、入歯用品（入歯用歯ブラシ・入歯洗浄剤）、舌クリーナー、ティッシュペーパー、ウエットティッシュ、石けん、シャンプー、ペーパータオル、髭そり、シェービングフォーム等の個人用日用品	100円

②趣味のクラブ活動の材料費

個人の嗜好、選択によりかかる材料費等については実費負担していただきます。

③嗜好飲料費

個人で希望され召し上がるコーヒー、ココア、カルピス等の嗜好飲料費は、1日30円をご負担していただきます。

※その他、個人で必要なものは、実費をご負担いただく場合があります。

(3) 施設利用料金の支払

施設利用料金のお支払いは、口座振替でお願いします。

サービス利用月の翌月20日までに料金の請求をいたします。口座振替日は、請求月の27日となります。入金確認後に領収書を発行いたします。

(4) キャンセル料

ご利用者の都合でサービス利用を中止する場合、以下のキャンセル料がかかります。

① 利用予定日の前日、午後5時までにご連絡いただいた場合 無 料

② 利用予定日の前日、午後5時以降の場合 1日分の介護保険自己負担額及び滞在費をいただきます。また、食事キャンセルが間に合わなかった分まで、食費としていただきます。

6 サービスの利用方法

(1) サービスの利用申込み

ショートステイ (28床)

ケアマネージャーを通じて、利用希望日の2か月前の月の1日ついたちの朝9時から

12時までFAXにて受付、調整によりご利用が決まります。1日ついたちが土・日・祝日の場合は、その月の最初の平日、年始は1月4日以降の最初の平日より受け付けます。

介護者の急な病気、冠婚葬祭など、緊急にご利用を希望される場合は電話にてケアマネージャーより受け付けをいたします。

(2) サービス利用契約の終了

① ご利用者のご都合でサービス利用契約を終了する場合

現にサービスを利用している期間を除いて、文書でのお申し出により、いつでもこの契約を解約することができます。この場合、その後の予約は無効となります。

② 事業者の都合により契約を終了する場合

事業者はやむを得ない事情がある場合、ご利用者に対して30日間の予告期間をおいて理由を示した文書で通知することにより、この契約を解約することができます。

- ③ 事業者は、以下の場合、文書で通知することにより、直ちにこの契約を解約することができます。
- ア ご利用者が料金の支払いにおいて、正当な理由がなく2か月以上遅延し、未納のため事業者が料金の催告をしたにもかかわらず、30日間以内に支払いがない場合
また、未納が生じている期間中は、サービス利用予約をいただいても、サービスを提供できません。
 - イ ご利用者が正当な理由なくサービス利用の中止をしばしば繰り返した場合
 - ウ 利用者の病状・心身の状態が著しく悪化し、当施設での医療・介護サービスの提供では適さないと嘱託医師及び施設管理者が判断した場合
 - エ 利用者及び家族・代理人等が故意または重大な過失により、事業者やサービス従事者または他の利用者等の生命、身体、財産、信用、人格等を著しく傷つけ、または事業者の事業運営に支障を及ぼす行為を行った場合
 - オご利用者が、事業者やサービス従業者または他の利用者に対して、この契約を継続しがたいほどの背信行為を行った場合
 - カ 事業者が、諸般のやむを得ない事情により事業を廃止または縮小する場合
- ④ ご利用者が、要介護認定の更新において、非該当（自立）と認定された場合、所定の期間の経過をもってこの契約は終了します。
- ⑤ 次の場合は、この契約は自動的に終了します。
- ア ご利用者が介護保険施設等に入居した場合
 - イ ご利用者が亡くなられた場合
- ⑥ サービス利用終了後、利用の申し込みがなく2年を経過した場合、この契約は終了するものとします。

(3) サービス利用の中止

- ① 利用開始予定日以前の中止
ご利用前にご利用者の都合でサービス利用を中止する場合、4利用料金（4）のキャンセル料がかかります。
- ② 利用期間中の中止
以下の事由に該当する場合、利用期間中でもサービス利用を中止し、退所していただく場合があります。
- ア ご利用者が中途退所を希望された場合
 - イ 入所日の健康チェックの結果、体調が悪かった場合
 - ウ 利用中に体調が悪くなった場合
 - エ 他のご利用者の生命または健康に重大な影響をあたえる行為があった場合
- 上記の事由で、必要な場合は、ご家族または緊急連絡先へ連絡するとともに、速やかに主治の医師に連絡をとる等必要な措置を講じます。また、料金は退所日までの日数を基準に計算します。

7 長期入院者の空床の短期入所生活介護への活用

特養入居者の入院期間中の空きベッドについては、特養入居者および短期入所生活介護利用者双方の了解に基づき、短期入所生活介護に活用することがあります。

8 施設運営に関する周知

(1) 施設の「基本理念」、「運営方針」

① 基本理念

利用者の尊厳の保持と幸福を最優先に考え、今できる最善の支援を行う。

② 運営方針

ア 地域福祉推進への貢献

地域行事やボランティア活動等を通じて、地域の方々との交流を図り、地域の皆さまに喜んでいただける施設づくりを目指します。

イ 開かれた施設運営の実現

ご利用者ご本人をはじめ、ご家族、区民の皆さまに対し、積極的に情報を公開するとともに、家族等の参加、協力を得て、開かれた施設運営を目指します。

ウ 効率的経営への努力

区民の皆さまより信託された公立施設の運営にあたり、適正なサービス提供に努めるとともに、コスト削減に努め効率的な経営を目指します。

(2) 利用にあたっての留意事項

① 面会

出入り口警備の関係で、ご面会時間は朝8時30分から夜8時までの間にお願いたします。ただし、急変等緊急対応で来所の場合は、1階玄関のインターホンで警備にお申し出ください。

エレベーターをご使用いただくには、暗証番号が必要です。1階特養事務室受付カウンターにある面会者用丸型バッジの裏に暗証番号の記載があります。着用の上入館願います。ついては受付にて「面会票」へのご記入及び面会者用丸型バッジの着用をお願いいたします。

ショートステイの送迎や緊急対応等やむを得ない事情の場合を除き、お車で来所されることはご遠慮ください。

② 外出

ご家族等の付添いによる外出は、施設の承諾により随時可能です。

③ 飲酒・喫煙

飲酒は、基本的に制限はございませんが、喫煙につきましては、敷地内は禁煙となっておりますので、ご了承ください。

④ 金銭及び貴重品の管理

金銭及び貴重品につきましては、施設では一切管理ができません。紛失事故を防ぐため、ご持参はお控え下さい。またご面会者ご自身の貴重品につきましましては、自己管理を徹底していただきますようお願いいたします。

(3) 施設の防災対策

施設の防災対策は、全館スプリンクラーの設置、消火栓、消火器、感知器、自動火災報知器、非常通報装置、非常口表示板等が設置されています。また、近隣町会と「災害応援協定」を取り交わしています。

9 緊急時の対応

急激な体調の変化など緊急の事態が生じた場合は、原則、ご家族対応となります。あらかじめ届けられた緊急連絡先にできるだけ速やかにご連絡をさせていただきます。ご家族、主治医等と連絡をとりながら、救急車の要請等必要な対応を行います。ご利用中は24時間必ず連絡がとれる方の連絡先を緊急連絡先にご記入いただきますよう、よろしくお願いいたします。

10 業務継続計画の策定

事業者は、災害や感染症の発生等において、入居者に対するサービスの提供を継続的に行い、非常時の体制で早期の業務再開を図るため、業務継続計画（BCP）を策定し、研修と訓練を実施します。計画については適時見直しを行い、必要に応じて変更を行います。

11 身体的拘束等の適正化

事業者は、サービス提供にあたり、入居者の自由と尊厳の保持のため、緊急やむを得ない場合を除き、身体拘束を行わないケアの実施に努め、身体拘束の適正化に取り組むよう努めます。利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合（利用者、他の利用者の生命、身体に危険が及ぶ緊急性、身体拘束以外に生命、身体に危険が及ぶことを防止できない非代替性、危険が及ばなくなった場合は直ちに解除を行う一時性の条件を全て満たした場合）は、「身体的拘束等の適正化のための指針」に基づいた対応を行うこととし、「緊急やむを得ない身体拘束に関する説明書」を作成し、利用者及び家族に説明し同意を得ます。

12 事故発生の防止

事業者は、事故の発生又は再発を防止するため、「事故発生防止のための指針」に基づいた対応を行います。また、サービスの提供によって事故が発生した場合は、必要な措置を講ずるとともに速やかに区及び入居者の家族等に連絡を行います。

13 虐待防止

事業所は、入居者の人権の擁護、虐待の発生又は再発を防止するため、委員会の開催、指針の整備、研修の実施、担当者を定める措置を講じ、適切に対応していきます。

サービス提供中に、職員又は養護者（入居者の家族等高齢者を現に養護する者）による虐待が疑われる場合には、入居者の保護とともに、速やかにこれを区に通報します。

14 感染症予防対策

事業所内において、感染症及び食中毒の予防及びまん延防止のための指針を整備し、衛生管理を行うとともに入居者及び職員の健康を維持するよう努めます。

15 ハラスメント防止

事業所は、適切なサービス提供のため、職員の就業環境が害されることを防止するため、職場におけるハラスメント防止の方針と職員が遵守すべき事項を定めてい

ます。(また、事業所は労働契約法により、職員に対する安全配慮義務を負っていることから、入居者及びご家族等からの過剰要求や著しい迷惑行為(セクシャルハラスメント、身体的暴力、精神的暴力)に対して、厚生労働省「介護現場におけるハラスメント対策マニュアル」に基づき対応します。)

16 サービスに関する相談・苦情等の窓口

担 当 生活相談員
電 話 03-5464-6800
場 所 渋谷区美竹の丘・しぶや 1階 相談室
受付時間 午前9時～午後5時(月～金、※祝日を除く)

※ 施設以外の窓口として、渋谷区役所、東京都国民健康保険団体連合会及び福祉サービス運営適正化委員会にも苦情等の相談窓口があります。

○渋谷区役所福祉部介護保険課介護相談係
電話03-3463-3304

○国保連合会相談窓口専用(午前9時～午後5時まで、土・日・祝除く)
電話03-6238-0177

○福祉サービス運営適正化委員会(午前9時～午後5時まで、土・日・祝除く)
電話 03-5283-7020

17 施設を運営する社会福祉法人の概要

名称・法人種別	社会福祉法人 渋谷区社会福祉事業団																						
代表者役職・氏名	理事長 長谷部 健																						
本部住所・電話番号	東京都渋谷区渋谷一丁目18番9号 03-5464-6810																						
運営する施設等	<table border="1"> <tr> <td>① 特別養護老人ホーム(介護老人福祉施設)</td> <td>2ヶ所</td> </tr> <tr> <td>② ショートステイ(短期入所生活介護)</td> <td>2ヶ所</td> </tr> <tr> <td>③ デイサービス(通所介護)</td> <td>1ヶ所</td> </tr> <tr> <td>④ 地域包括支援センター</td> <td>11ヶ所</td> </tr> <tr> <td>⑤ 母子生活支援施設</td> <td>1ヶ所</td> </tr> <tr> <td>⑥ 障害福祉サービス事業所(生活介護)</td> <td>1ヶ所</td> </tr> <tr> <td>⑦ 障害福祉サービス事業所(就労継続支援B型)</td> <td>2ヶ所</td> </tr> <tr> <td>⑧ 授産場</td> <td>1ヶ所</td> </tr> <tr> <td>⑨ 作業所</td> <td>1ヶ所</td> </tr> <tr> <td>⑩ 保育所(認定こども園)</td> <td>5ヶ所</td> </tr> <tr> <td>⑪ 保育所(認可保育園)</td> <td>1ヶ所</td> </tr> </table>	① 特別養護老人ホーム(介護老人福祉施設)	2ヶ所	② ショートステイ(短期入所生活介護)	2ヶ所	③ デイサービス(通所介護)	1ヶ所	④ 地域包括支援センター	11ヶ所	⑤ 母子生活支援施設	1ヶ所	⑥ 障害福祉サービス事業所(生活介護)	1ヶ所	⑦ 障害福祉サービス事業所(就労継続支援B型)	2ヶ所	⑧ 授産場	1ヶ所	⑨ 作業所	1ヶ所	⑩ 保育所(認定こども園)	5ヶ所	⑪ 保育所(認可保育園)	1ヶ所
① 特別養護老人ホーム(介護老人福祉施設)	2ヶ所																						
② ショートステイ(短期入所生活介護)	2ヶ所																						
③ デイサービス(通所介護)	1ヶ所																						
④ 地域包括支援センター	11ヶ所																						
⑤ 母子生活支援施設	1ヶ所																						
⑥ 障害福祉サービス事業所(生活介護)	1ヶ所																						
⑦ 障害福祉サービス事業所(就労継続支援B型)	2ヶ所																						
⑧ 授産場	1ヶ所																						
⑨ 作業所	1ヶ所																						
⑩ 保育所(認定こども園)	5ヶ所																						
⑪ 保育所(認可保育園)	1ヶ所																						

短期入所生活介護の利用にあたり、「短期入所生活介護契約書」及び本書面「短期入所生活介護重要事項説明書」に基づいて説明をしました。

令和 年 月 日

契約者氏名

事業者

<短期入所生活介護事業者名> 渋谷区
<住所> 渋谷区宇田川町1番1号
<代表者氏名> 渋谷区長 長谷部 健 印

受託者

<受託者> 社会福祉法人渋谷区社会福祉事業団
<住所> 渋谷区渋谷一丁目18番9号
<代表者名> 渋谷区美竹の丘・しぶや
施設長 國 副 隆 印

<説明者> 生活相談員

私は、短期入所生活介護の利用にあたり、「短期入所生活介護契約書」及び本書面「短期入所生活介護重要事項説明書」に基づいて説明を受けました。

令和 年 月 日

利用者

<住所>
<氏名> 印

(代理人)

<住所>
<氏名> 印